

一般社団法人山梨県労働基準協会連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山梨県労働基準協会連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

(目的)

第3条 この法人は会員相互の連絡提携により労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を普及推進し、労働条件の向上に資するとともに産業の健全なる発展と労働者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1)労働基準法並びに関係法令の普及推進及び調査、研究に関する事項。
- (2)産業安全の啓発に関する事項。
- (3)労働衛生の啓発推進に関する事項。
- (4)賃金その他労務管理の改善に関する事項。
- (5)安全、衛生、労災その他に関する研究会、研修会、講習会、講演会等の開催に関する事項。
- (6)優良事業場及び労働者の表彰に関する事項。
- (7)関係官公庁との連絡または意見申達に関する事項。
- (8)関係諸団体との連絡調整に関する事項。
- (9)労働保険事務組合に関する事項。
- (10)その他この法人の目的達成に必要と認められる事項。

2 前項の事業は、山梨県内において行うものとする。

第2章 会員

第5条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 1.正会員 山梨労働局管内の各地区労働基準関係団体とする。
- 2.特別会員 この会の趣旨に賛同して加入する個人または法人および団体とする。
- 3.名誉会員 この会に功勞のあった者または学識経験者で総会において推せんされた者。

第3章 入会及び退会

(入会)

第6条 この法人の会員になるには入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 この法人の会員は、その旨を会長に届出で退会することができる。

2 この法人の会員が次の各号の1に該当するときは退会したものとみなす。

- (1)死亡または解散したとき。
- (2)会費を2年以上納入しないとき。

(除名)

第8条 会員がこの法人の名誉を毀損し、または、この法人の目的に反するような行為をしたときは、社員総会の決議により除名することができる。

第4章 会費

(会費)

第9条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員はこの限りでない。

(提出金品の不返還)

第10条 既納の会費その他の提出金品は返還しないものとする。

第5章 役員

(役員の種類および定数)

第11条 この法人に次の役員をおく。

- (1)会 長 1名
- (2)副 会 長 4名以内
- (3)専務理事 1名
- (4)理 事 3名以上10名以内（会長、副会長及び専務理事を含む）
- (5)監 事 2名以内

2 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事（代表理事以外のものであって、理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。）とする。

(役員を選任)

第12条 この法人の理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長の命を受けて、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。また監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第14条 役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 理事及び監事は社員総会の決議によって解任することができる。

(顧問及び参与の委嘱)

第16条 会長は理事会の承認を得て顧問及び参与を委嘱することができる。

- 2 顧問及び参与は会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

(役員報酬等)

第17条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給規程に従って支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第18条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 社員総会

(構成)

第19条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第20条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 入社の基準並びに会費の額
- 二 社員の除名
- 三 理事及び監事の選任及び解任
- 四 理事及び監事の報酬等の額
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 六 定款の変更
- 七 事業の全部又は一部の譲渡
- 八 解散及び残余財産の帰属の決定
- 九 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第22条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 理事は、社員総会の日の1週間前まで（書面による議決権行使を定めた場合には2週間前まで）に、書面によりその通知を発しなければならない。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が社員総会の議長となる。

(議決権)

第24条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第25条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。
- 5 理事会において社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第26条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び選出された理事は、前項の議事録に記名押印する。
 - 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第7章 理事会

(理事会の設置)

- 第27条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
- 一 この法人の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし理事及び監事の

全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第30条 理事会の議長は、会長とする。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
 - 3 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会で報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
 - 4 前項の規定は、第13条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
 - 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第8章 専門部会

(専門部会の設置)

- 第33条 この法人に第4条の事業を行なうに必要な事務を処理するため、総務部会、基準部会、産業安全部会、労働衛生部会、賃金部会、労災部会及び理事会が必要と認められた部会をおくことができる。
- 2 前項の部会の業務内容及び運営については理事会の承認を経て、会長が定めるものとする。

第9章 財産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 公益目的支出計画実施報告書

四 貸借対照表

五 正味財産増減計算書

六 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

3 定款及び社員名簿を主たる事務所に、備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第10章 事務局

(事務局)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局に関する事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第40条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする
- 3 第12条の規定にかかわらず、この法人の最初の会長は、芦澤敏久、監事は、羽田紀久男及び石部萬史とする。